

◆各事業（施策）について検討を行った内容

基本目標1 健康づくりと介護予防の促進

重点課題1 健康づくりと日常生活を支援する体制整備

（1）健康づくり・介護予防サービスの充実

- 特定健診 …………… 第8期事業計画書 P 36 【目標設定値変更】

若い世代から介護予防に取り組むことが効果的であるため、目標値（受診数）をこれまでの65歳～74歳から特定健診の対象である40歳～74歳に変更する。

- ミニ健康講座 …………… 第8期事業計画書 P 38 【拡大】

令和4年度よりきたひろ健康ポイント事業の健康づくりポイント対象団体等へ周知し実施。登録団体の増加を見込み拡大。

（2）日常生活に関する支援の充実

- 補聴器利用促進事業 …………… 【新規】

国の補装具費支給制度による補聴器支給の対象とならない中等度難聴の高齢者に対して、補聴器の普及啓発及び利用促進を図ることを目的とし、補聴器購入費用の一部を助成することを検討。

重点課題2 生きがいと社会参加の促進

（1）生きがいのある暮らしの支援

- きたひろ健康ポイント事業 …………… 【継続（R4年度より実施）】

従前の「介護支援ボランティア事業」「ミニデイサービス事業」「ふれあい温泉事業」の3つの事業を統合し、市民の健康づくりやボランティア活動の推進を目的に「きたひろ健康ポイント事業」を令和4年4月から開始しております。

新規団体の登録申請及び令和4年度に活動したボランティアポイント・健康づくりポイント・検診ポイントの交換申請の受付、事業の周知等を行ってきたところです。

今後につきましても、市民の意見等を伺いながら、分かりやすい事業の周知方法について検討していきます。

(2) 就労機会の確保

○ 生涯現役地域づくり環境整備事業との連携 …………… 【新規】

人生 100 年時代を迎える中で、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図る一環として、令和 4 年度より「北広島市生涯現役地域づくり環境整備事業協議会」を設立し、事業を実施しております（厚生労働省による委託事業）。就労が介護予防にも繋がることから、今後、協議会との連携について検討してまいります。

基本目標 2 介護保険サービスの充実

重点課題 1 介護給付等対象サービスの充実・強化

○ 新たな複合型サービス …………… 【新規】

複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせ提供する複合型サービス。サービス内容の詳細が明らかになった段階で数値設定等の検討を行います。

○ 介護給付見込み量確保の方策 …………… 第 8 期事業計画書 P 69 【拡充】

本市においては、第 3 期介護保険事業計画から、給付見込み量の確保および質の向上を図ることを目的として、計画的に地域密着型サービス事業所及び介護保険施設等の整備を行ってきました。

第 9 期計画期間ではいわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を迎えることになり、今後も高齢者数は増加し、高齢者人口がピークを迎える 2040 年（令和 22 年）を見据えた介護サービス基盤整備の重要性が高まっている状況にあります。

このことを踏まえ、サービス提供体制の確保に向け、以下のとおり、施設整備等意向調査を実施しました。

○ 施設整備等意向調査の概要

- | | |
|------|--------------------------------|
| 1 目的 | 第 9 期計画期間中における施設整備の意向を把握するため |
| 2 期間 | 令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日 |
| 3 方法 | 市ホームページ |
| 4 結果 | 非公表 |

本調査、今後のサービス必要量、介護離職ゼロの実現に向けた基盤整備、施設待機者調査、高齢者の住まいの安定的な確保等、総合的に考慮したうえで、公募制及び必要入所（利用）定員総数を定めている施設（注 1）の第 9 期における整備は、「特定施設入居者生活介護」について公募を実施することとします。

（注 1）公募制対象施設

…定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

必要入所（利用）定員総数を定めている施設

…（介護予防）認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設

特定施設入所者生活介護

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

○ 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・特定施設入居者生活介護（新設・上限：2 施設 定員 100 名）の公募を行います。
- ・北広島市介護保険施設事業者選考委員会及び北広島市地域密着型サービス等運営委員会においての選考を予定しています。

重点課題 2 介護保険サービスの基盤強化

(1) 人材確保対策

○ 介護従事者人材バンク …………… 第 8 期事業計画書 P 70 **【廃止】**

市内の介護施設等で就労を希望する方を支援するため、介護従事者人材バンクを設置しております。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みで現在実施をしているところでありますが、第 8 期計画期間内においては、新規登録者はなく、新規就労に結びついていないことから、この事業は令和 5 年度をもって廃止します。

○ 合同就職説明会 …………… 第 8 期事業計画書 P 71 **【継続】**

北広島市内の福祉（介護、障がい、保育）事業所や施設を運営する法人が集まり就職相談会を実施するもので、第 8 期計画期間内においては実施には至っていないところでありますが、今後実施方法も含め、検討を行います。

○ 介護現場の業務効率化支援 …………… 第 8 期事業計画書 P 72 **【拡充】**

介護サービス事業所における文書負担軽減については、国が示す標準様式と「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化することが次期介護保険制度改正で示されております。

文書負担軽減は、介護職員のケアの質の向上、確保に資することから、本計画期間中に環境の整備を進め、事業所に寄り添った普及に努めてまいります。

- (1) 「電子申請・届出システム」を活用した手続きに関する簡素化
- (2) 申請書様式等の標準化
- (3) I C T等の活用

基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 総合相談事業（高齢者分）…………… 第8期事業計画書 P75 **【事業名変更】**
（旧：窓口電話等相談事業）

これまで通り、高齢者支援センターおよび関係機関と連携を図りながら、市の保健師、社会福祉士が電話および家庭訪問等により相談に応じますが、令和4年度から子どもを含め、障がい者、高齢者の複雑かつ多様なニーズ・課題を抱えている家庭の相談に対応し、包括的な相談に応じるよう、保健福祉部に福祉総合相談室を設置したことから、事業名を変更します。

- 高齢者支援センターの運営…………… 第8期事業計画書 P76 **【拡充】**

職員を増員し、高齢者支援センターの運営体制の充実を図ります。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加およびケアマネジメント件数の増加を見込み、令和5年度は、高齢者支援センター2ヶ所に介護予防支援を担当する職員を各0.5人工追加配置しており、令和6年度と令和7年度においても計画的に、各0.5人工を高齢者支援センター1ヶ所ずつに配置していきます。

- 地域ケア会議の開催…………… 第8期事業計画書 P78 **【継続】**

高齢者個人に対する支援の充実のため、地域ケア個別会議および自立支援ケア会議を開催しています。自立支援ケア会議では、事例検討の他、多職種がそれぞれの専門性に基づいて高齢者の自立支援を考え、意見交換を行う統括会議を継続します。

重点課題 2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

○ 在宅医療と介護の連携推進 …………… 第 8 期事業計画書 P 79 **【拡充】**

高齢者支援センターはこれまでも総合相談の一環として、在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を担っておりますが、令和 4 年度と令和 5 年度に高齢者支援センター 1 ヶ所ずつ配置した在宅医療・介護連携コーディネーターを、令和 6 年度と令和 7 年度において、各 0.5 人工を高齢者支援センター 1 ヶ所ずつ計画的に配置していきます。(第 8 期では仮称としていた医療介護連携相談員は在宅医療・介護連携コーディネーターの名称となっています。)

高齢者支援センターは、高齢者の総合相談窓口を中心とし、事業を展開していることから、総合相談延べ件数も数値指標とします。

重点課題 3 介護に取り組む家族等への支援の充実

(1) 介護に取り組む家族等への支援等

○ 家族支援事業…………… 第 8 期事業計画書 P 80 **【目標設定値変更】**

家族介護者は、支援が必要でも表面化しづらく、孤立化する傾向にあることから、個々の状況に応じて介護者自身も支援を受けられるよう、社会全体で具体的な支援策を講じるよう求められています。

北海道は、ケアラーを支える地域づくりを推進していくため「北海道ケアラー支援条例」のもと、北海道ケアラー支援推進計画（令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間）を策定し、その計画を市町村等と連携を図り推進することを打ち出しました。

そこで家族支援事業は、行政の直営で「介護と上手につきあう講座」を実施していますが、北海道の推進計画に基づき、ケアラーの早期発見および相談窓口の明確化を図るため、高齢者支援センターによる総合相談支援機能を活用した「①相談窓口の周知啓発」、家族の世話をしながらでも介護者自身の生活の質的向上および孤立化を防止するため、認知症カフェ等の既存の資源を活用した「②家族介護者の交流の場の整備」を推進します。相談窓口については、既存の高齢者支援センターなどの活用を図ること、家族介護者の交流の場の活用を図ることから、「高齢者支援センターの運営」や「認知症カフェ」などの他の重点課題の事業項目に、家族介護者の支援の視点を加えることとし、家族支援事業の項目での数値指標の設定は行いません。

重点課題 4 高齢者虐待の防止と権利擁護支援の推進

(1) 高齢者虐待防止の取組み

○ 高齢者虐待防止ネットワーク事業……………第8期事業計画書 P 81 **【継続】**

関係機関との連携を深め、高齢者虐待の早期発見・早期対応に加え、総合相談や権利擁護相談における養護者に該当しない者による虐待やセルフネグレクト等の権利侵害の防止に努めます。

施設虐待においては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、防止対策を推進します。

(市と厚別警察署の連携推進会議実施回数は、開催回数で評価するものではないため、指標設定から除外します。)

(2) 権利擁護体制の充実

○ 成年後見センターの運営……………第8期事業計画書 P 82 **【拡大】**

成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談支援や成年後見制度の申立てサポートを行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を推進しています。成年後見制度利用促進に向け、市民後見人の養成は、一定数の人材確保ができたため、フォローアップ講座において、市民後見人となる育成支援に重点をおくとともに、今後は、弁護士や司法書士等の専門家を加えたチーム支援の充実を図り、成年後見センターの更なる体制強化と後見人を支援する機能を加えた地域連携ネットワークを担う中核機関として設置します。

重点課題 5 高齢者が安心できる居住環境確保

(1) 高齢者の居住環境の整備

○ 救急情報キット……………第8期事業計画書 P 86 **【目標設定値変更】** エルフィンバトン普及事業

一人暮らしや高齢者のみの世帯への配布から10年以上が経過し、後期高齢者が増加していることを踏まえ、令和4年度は世帯構成に関わらず、75歳到達者への全戸配布(コロナ禍により置き配)と希望する65歳以上の高齢者に配布しましたが、対象者数が増加していることから、75歳到達者に関しては全員へ案内をした上で、希望する方へ配布するとともに、75歳到達者のうち一人暮らし世帯への全戸配布を行います。

基本目標 4 認知症施策の推進

重点課題 1 認知症施策の推進

(1) 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

- 地域支え合いセンターの運営……………第 8 期事業計画書 P 90 【目標設定値変更】
(旧：認知症サポート養成講座)

地域支え合いセンターは、認知症サポーターを養成し、認知症の理解を深める地域活動をサポーターが担えるよう地域展開を図るとともに、認知症支え合い事業（傾聴ボランティアの訪問派遣事業）などの活動拠点となっています。平成 28 年度から社会福祉協議会へ委託していますが、地域における認知症に関する啓発活動や認知症の本人およびその家族への支援を広げる仕組みを、市の認知症地域支援推進員と地域支え合いセンターの認知症地域支援推進員とで一体的に構築していくことを目指します。

認知症地域支援推進員が認知症サポーター養成後のステップアップ講座修了者（おれんじメイト）をけん引し、認知症の理解を深める普及啓発等を担うチームオレンジ（※）活動を整備していきます。傾聴ボランティアの訪問派遣を行う認知症支え合い事業もチーム活動の一つとして、展開していきます。

※チームオレンジとは

認知症サポーターが認知症の本人と共に、地域の社会資源を活かしたインフォーマルな支え合いの仕組みづくりを行う手段の一つです。

外出支援、見守り、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等、多様な形が考えられ、チームの規模は認知症サポーターなどのメンバーが歩いて集まれる程度の範囲が想定され、メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、認知症の本人や家族が安心して地域生活を継続できる取組となるように工夫が必要となります。

(2) 認知症の方の住みやすい地域づくり

- 認知症支え合い事業……………第 8 期事業計画書 P 92 【統合】

施策「地域支え合いセンターの運営」に統合します。

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

(2) 介護保険の質的向上

○ 介護給付に要する費用の適正化……………第8期事業計画書P95【目標値の設定】

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。今後、ますます増加する高齢者人口、地域実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくうえで、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが求められることから、具体的な数値目標を設定し、主体的に取り組んでまいります。

ア 介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査の内容について、市町村職員が書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

→ 介護認定の区分変更申請、更新申請の認定調査において委託先である市内居宅介護支援事業所の実施内容について全件点検を実施。

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

→ 居宅介護支援事業所の業務負担を考慮し、点検数を決定。

ウ 住宅改修、福祉用具購入等の点検

- ・保険者への住宅改修費の申請を受け、施工後に訪問して、住宅改修の施工状況等を点検します。(住宅改修)
- ・保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。(福祉用具購入等)

→ 被保険者の介護度、所要額を考慮し対象者、点検数を決定する。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

→ 介護給付費の請求内容についての縦覧点検・医療情報との突合を国民健康保険団体連合会への委託での実施